

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成26年12月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成26年12月1日～平成26年12月26日 52 件
(うち、放射性物質関連 0 件)

(2) 内訳

項目	件数	主な内容
① 食品安全委員会関係	4 件	
委員会	0 件	
リスクコミュニケーション	4 件	DVD利用(1 件)、季刊誌送付(1 件)、講師派遣(1 件)、傍聴希望(1 件)
基本法	0 件	
② 食品健康影響評価関係	6 件	
評価全般	0 件	
化学物質系	5 件	アクリルアミド(1 件)、農薬(1 件)、ビタミンA(1 件)、無機ヒ素(1 件)、メチル水銀(1 件)
生物系	0 件	
新食品	0 件	
プリオン	1 件	ブラジル産牛肉評価結果(1 件)
その他	0 件	
③ 食品一般(リスク管理等)関係	41 件	
化学物質系	10 件	食品添加物(6 件)、農薬(2 件)、アルミ(1 件)、ビタミンA(1 件)
生物系	5 件	鳥インフルエンザ(3 件)、エボラ出血熱(1 件)、リステリア(1 件)
新食品	0 件	
プリオン	1 件	特定危険部位(1 件)
衛生関係	20 件	安全性(8 件)、食中毒(5 件)、異物混入(3 件)、輸入食品(2 件)、異臭(1 件)、衛生管理(1 件)
食品表示関係	5 件	原料原産地表示(3 件)、栄養成分表示(1 件)他
その他	0 件	
④ その他	1 件	

(参考) 問い合わせ件数推移

H25 年	H26 年											
12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
49	89	72	54	62	55	54	89	49	65	59	56	52

(3) 主な質問とその回答

○食品健康影響評価関係

【メチル水銀】

・子供の離乳食として、1歳前から、加熱したマグロやタイ・ブリ、ツナ缶など色々な魚種を、週に数回食べさせていた。魚の水銀の影響はないか、心配である。

⇒メチル水銀は、過剰摂取により胎盤を通して容易に胎児へ移行し、その中枢神経系へ影響を及ぼすことから、耐容摂取量の対象者は、胎児を保護することを念頭に、妊娠している方もしくは妊娠している可能性のある方とされている。

乳幼児については、母親が通常の食生活をしていれば母乳中のメチル水銀は十分低濃度であり、また、幼児は成人と同様にメチル水銀を体内から排出できることから、乳幼児はハイリスクグループから除外されたので、問題はないと考えられる。

ツナ缶は水銀含有量が低いことが確認されており、色々な魚種をバランスよく食べれば心配はない。また、厚生労働省等の離乳食に関するホームページも参考にしていきたい。

【ヒ素】

・食品安全委員会のヒ素の食品健康影響評価で、WHOが1988年に定めた無機ヒ素のPTWI（暫定的耐容週間摂取量） $15\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週について、JECFAは2010年の第72回会合において、PTWIの再評価を行った際、この値を取り下げた、との記述がある。現時点で健康への影響を考える場合、この「 $15\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週」を基準値として考えていいのか、また、この数値以外に参照できるTDI等の指標がないか知りたい。

⇒当委員会で行った食品健康影響評価では、現時点で得られているデータからは、日本において、どのくらいの量の無機ヒ素が体の中に入った場合に健康への悪影響が生じるかを評価することは困難であると判断した。評価の際に参照した国際機関等の評価についても、評価書に記載の通り、JECFAは2010年に暫定耐容週間摂取量（PTWI）の再評価を行い、それまでのPTWI（ $15\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）を適切でないとして取り下げたので、「 $15\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週」を参照することは適当でないとする。

日本の通常の食生活において、ヒ素化合物の摂取による問題が生じたことを明らかに示すデータは現在のところ確認されていないが、海藻類やコメ等ヒ素含有量の多い食品を摂取する機会が多いことから、食事内容によっては、無機ヒ素の摂取量が多い方もいる可能性があるため、特定の食品に偏らない食生活が重要である。

○リスク管理関係

【鳥インフルエンザ】

・鳥インフルエンザが発生したが、卵や鶏肉から感染しないか、また、発生した養鶏場近くの他の養鶏場の鶏肉や卵は大丈夫なのか不安である。海外からの鶏肉は問題ないのかも知りたい。

⇒鳥インフルエンザについて、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに感染する可能性はないと考えられる。鳥インフルエンザが発生した養鶏場では、鳥の間での感染力が高いので、すぐに殺処分が行われるため、それらの肉や卵が市場に流通することはない。海外で発生が認められると、家畜防疫の観点から、その地域からの生の鶏肉輸入は即停止される。

当委員会では、鳥インフルエンザについて、ホームページやフェイスブック等による情報発信を行っている。併せて厚生労働省や農林水産省のホームページもご覧いただきたい。